

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	事業促進支援基金
法人名	財団法人民間都市開発推進機構
基金額（国庫補助金等相当額）	20,000,000,000円（15,000,000,000円）（平成18年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	機構が取得した事業見込地のうち、特に事業促進の必要性の高いものに対して、事業実施計画の策定や事業化に向けてコーディネート等、民間都市開発事業の促進支援を行なうために必要な資金措置

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成26年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成21年度に実施する。
基金事業の目標	○ 平成26年度までに、未着工案件の事業化を図る。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝基金運用益見込額÷事業費所要見込額 （算出に用いた数値） 平成18年度基金運用益見込額：297百万円 平成18年度事業費所要見込額：297百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 【有の場合】該当する理由（基準3(4)ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載） （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） —
その他	—

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。